

福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年1月21日)

〔件 名〕

- 1 次期とっとり環境イニシアティブプランの策定状況について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 鳥取県原子力環境センターの開所について
(水・大気環境課)・・・3
- 3 北朝鮮による核実験事案に係る県の対応状況について
(水・大気環境課)・・・4
- 4 淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備に係る今後の動きについて
(循環型社会推進課)・・・6
- 5 第8次鳥取県廃棄物処理計画の検討状況について
(循環型社会推進課)・・・7
- 6 ユネスコ世界ジオパーク道府県連携イベントの実施について
(緑豊かな自然課)・・・9
- 7 鳥取県消費者教育推進計画(案)に係るパブリックコメントの実施について
(消費生活センター)・・・10
- 8 「年末相談窓口」開設の結果について
(住まいまちづくり課)・・・17
- 9 旭化成建材(株)他の杭工事施工データ改ざん等に係る対応について
(住まいまちづくり課)・・・18

生活環境部

次期とっとり環境イニシアティブプランの策定状況について

平成28年1月21日
環境立県推進課

本県の環境の保全及び創造に関する施策の基本計画である『鳥取県環境基本計画(計画期間:H23~H32)』の
実行計画である第2期『とっとり環境イニシアティブプラン』を今年度策定することとしている。
現在のプランの策定状況について報告する。

1 第2期とっとり環境イニシアティブプラン(案)について

- (1) 内 容：鳥取県環境基本計画(計画期間：H23～H32)において示した目指すべき将来の姿を実現するため、具体的に推進する施策や数値目標を記載した実行計画
- (2) 計画期間：平成27年度～平成30年度(4年間)
- (3) 根 拠：鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(第9条)
- (4) 施策体系：基本計画で示した6項目の基本的方向性のもと、各種施策を展開
 - ①「エネルギーシフトの率先的な取組み」、②「環境実践の展開」
 - ③「循環社会の実現」、④「自然共生」、⑤「安全・安心な生活環境」
 - ⑥「景観・快適さ」
 このうち、①～④を重点項目として取組む。

(5) 取組みの方向性と目標設定の考え方

- ・現行プランの成果と課題を踏まえ、施策体系の大枠を活かしつつ、直近の環境を巡る状況や社会経済情勢の変化に対応した内容とする。
- ・温室効果ガスの削減目標については、COP21の結果を踏まえ、国の温室効果ガスの削減目標(2030年に2013年比26%削減)との整合性を図りながら、できるだけ意欲的な数値の設定を目指す。
- ・主な目標指標については、他の総合計画等と整合を図りつつ設定する。

○取組みの方向性と主な目標指標(案)

項目	取組みの方向性と目標指標(案)
エネルギーシフト	<p>○取組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会の実現に向けて一層の再生可能エネルギーの導入促進を図る。 ・地域に賦存する多様な自然エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地産地消を目指す。 <p>○目標指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ■再生可能エネルギー設備導入、■電力自給率、■再エネによる家庭消費電力のカバー率 ・再エネ設備の導入については、今後、家庭用太陽光の導入鈍化が予想されるが、計画中にメガソーラーや大型バイオマス施設の稼働が見込まれることから、今期の導入実績を見ながら意欲的な目標を設定する。 <p>○主な施策</p> <p>発電事業者への支援、バイオマス等の利用促進、地域エネルギー事業の確立、蓄電池の導入促進 など</p>
環境実践	<p>○取組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減に向けて、環境教育や省エネ対策の一層の推進を図る。 ・低炭素社会の実現に向け、EV・PHVの利用促進、通勤・業務目的での低炭素交通化を推進するとともに、再生可能エネルギー推進を飛躍的に拡大する「水素」の利活用を推進する。 <p>○目標指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ■県内エネルギー使用量、■EV・FCV普及台数、■急速充電設備設置数、■水素ST整備基数 ・県内エネルギー使用量は、省エネ機器等の導入による効果を見込んで目標を設定する。 ・水素ST整備基数等は、本年度策定の「水素エネルギービジョン」を踏まえて設定する。 <p>○主な施策</p> <p>LED化等省エネ対策の推進、省エネ診断の普及促進、環境配慮住宅の推進、パインクルタウンの推進、EV・PHVの普及促進、水素エネルギーの活用・推進</p>

循環社会	<p>○取組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4R社会の実現に向け、ごみの発生抑制の取組を強化するとともに、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を推進する。 ・不適切な使用済物品回収に対する監視指導など廃棄物の適正処理体制の確立を図る。 ・生ごみたい肥化技術など、本県の特徴あるリサイクルビジネスの推進と県外・海外への展開を支援する。 ・食品ロス削減等による排出抑制と一層のリサイクル推進により焼却廃棄物を削減し、低炭素社会と循環型社会との調和を図る。 <p>○目標指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一般廃棄物・産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分量、 ■リサイクル事業の新規事業化数、■廃棄物由来のエネルギー・熱回収取組事業者数 <p>{ 目標数値は、本年度策定の「次期廃棄物処理計画」を踏まえて設定する。 }</p> <p>○主な施策</p> <p>食品ロス削減、分別の徹底の推進、リサイクル製品の利用促進、リサイクル産業の育成、廃棄物系バイオマスの利用促進、紙おむつ等の資源化の推進、使用済物品の監視指導の徹底</p>
自然共生	<p>○取組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取の豊かな自然環境を有効活用するとともに、保全の担い手となる人材の育成と地域の活性化や生物多様性の回復と適切な動植物の保護・管理を進める。 ・三大湖沼(中海、湖山池、東郷池)の水質改善を進めるなど、保全・再生を図り、その利活用を推進する。 <p>○目標指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自然体験プログラム利用者数、■若手狩猟免許保有者数、■共生の森参画企業数、 ■三大湖沼の水質(COD) <p>{ 自然体験プログラム利用者等は、「鳥取県元気づくり総合戦略」の重要業績評価指標と整合を図る。 三大湖沼の水質は、現行の湖沼水質保全計画等の目標値と整合を図る。 }</p> <p>○主な施策</p> <p>自然公園の利用促進、生物多様性戦略の策定と推進、野生生物の保護と管理、三大湖沼の水質浄化対策の推進</p>

2 今後の予定

- 環境審議会企画政策部会での検討を重ねるとともに、素案を作成しパブリックコメントを実施する。
- パブコメ等で頂いた意見を踏まえて年度内に策定する。

鳥取県原子力環境センターの開所について

平成28年1月21日
水・大気環境課
衛生環境研究所
原子力安全対策課

平成24年に原子力施設から概ね半径30km圏地域がUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)と定められ、島根原子力発電所については、境港市全域と米子市の一部地域がUPZに含まれた。

これを受け、島根原子力発電所周辺地域を中心に、県内の平常時の環境中の放射線や放射性物質のモニタリング体制を強化するとともに、緊急時に必要なモニタリングに迅速に対応できるよう、平成25年度から衛生環境研究所敷地内に原子力環境センターの整備を進めてきたところであるが、このたび完成及び開所したのでその概要を報告する。

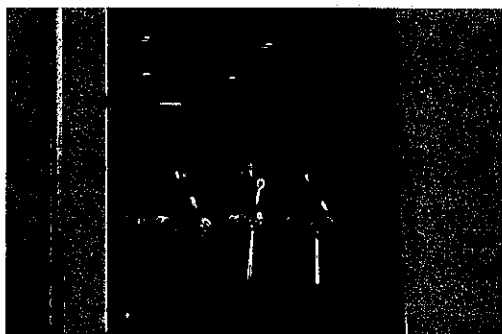
[整備内容]

整備費用：約5億円(財源：国庫10/10(原子力規制庁及び内閣府の交付金))

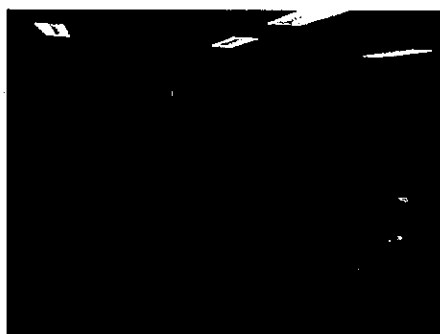
建物：約3億8千万円、設備・機器等：約1億2千万円

主な設備・機器名	概要
オートチェンジャー付ゲルマニウム半導体検出器	環境試料(水、土壌等)や飲食物に含まれるガンマ線を放出する放射性物質(放射性ヨウ素、セシウム等)を分析する装置
トリチウム分析装置	原発の排水や蒸気に含まれる放射性物質であるトリチウムを測定する装置
積算線量測定装置	一定期間中の放射線量の積算値を測定する装置
灰化装置(乾燥器、電気炉)	微量成分を検出するため、生物試料を灰化(濃縮)する装置

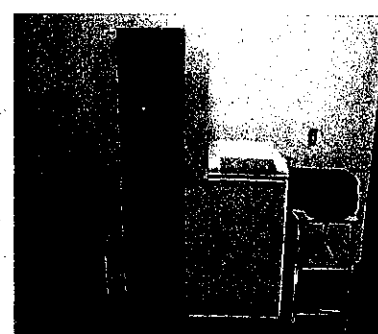
テープカット



オートチェンジャー付ゲルマニウム半導体検出器



トリチウム分析装置



[機能強化の計画] (平成30年度完成予定)

モニタリング体制のさらなる強化のため、建屋の増設等を平成28年度当初予算で要求中。

整備費用：約6億円(財源：国庫10/10(原子力規制庁の交付金)) 建物：約5億円、設備・機器等：約1億円

参 考) 鳥取県原子力環境センター開所式について

日時：平成28年1月18日(月)午後3時15分～4時15分

場所：衛生環境研究所(東伯郡湯梨浜町南谷526-1)

出席者

- ・県：知事、生活環境部長、危機管理局长 ほか
- ・来賓：県議会議員(議長、福祉生活病院常任委員会委員、地域振興県土警察常任委員会委員)
湯梨浜町長、鳥取県原子力安全顧問

開所式の内容

知事竣工挨拶、来賓祝辞、テープカット、施設見学会

※施設見学会

原子力環境センター内の設備や代表的な機器について、分析の一連の流れをデモンストレーションを行いながら説明した。

北朝鮮による核実験事案に係る県の対応状況について

平成28年1月21日
危機対策・情報課
水・大気環境課

北朝鮮は、1月6日（水）午前10時30分頃に第4回目の核実験を実施しました。その概要と本県の対応状況等は次のとおりです。

1 核実験の実施状況

北朝鮮は、1月6日10時30分頃に、北朝鮮の咸鏡北道（かんきょうほくどう、ハムギョンプクト）付近において第4回目の核実験を実施しました。（マグニチュード5.0）

なお、北朝鮮は、同日、朝鮮中央テレビを通じて「水爆実験に成功した。」と発表しました。（*安倍首相「（爆発による）地震の規模から考えれば、一般的な水爆実験を行ったと考えにくいと認識している。」（1月8日衆議院予算委員会））

【参考：過去の核実験実施の状況】

第1回目：平成18年10月9日（M4.9） 第2回目：平成21年5月25日（M5.3）

第3回目：平成25年2月12日（M5.2）

2 放射能影響の測定結果（1月6日～15日）

（1）県内の状況

①大気中の放射性物質（降下物、大気浮遊じん）：核実験後に人工放射性核種（ヨウ素-131、セシウム-134、137）は未検出。

②空間線量率：特別な変化なし。

（2）全国の状況

①大気中の放射性物質（降下物、大気浮遊じん）：核実験後に人工放射性核種（ヨウ素-131、セシウム-134、137）は未検出。

②空間線量率：特別な変化なし。

*1月6日からモニタリング体制を強化し測定を行ってきたが、1月15日に内閣官房からモニタリングの強化体制終了の連絡があり、本県のモニタリングも通常体制（空間線量率の測定を実施。）に移行した。

3 本県への影響

（1）安否確認等（1月6日実験実施時点）

①漁船 安全確認済（日本海（沿岸部を除く）で13隻操業中）

②教育委員会の海洋練習船 安全確認済（下関においてドッグ係留中）

③DBSクルーズ 安全確認済（ウラジオストックから東海港に運航中）

④アジアナ航空米子ソウル便 安全確認済（運航なし）

⑤韓国派遣県職員（2名） 安全確認済

（2）制裁による影響等

①全般

安倍首相は、「今回の北朝鮮による核実験の実施は、わが国の安全に対する重大な脅威だ。断じて容認することはできない。強く非難する。これまでの国連安保理決議に明白に違反し、国際的な核不拡散の取り組みに対する重大な挑戦だ。今後、わが国としては、安保理非常任理事国として、国連安保理における対応を含めて、米国、韓国、中国、ロシアと連携しながら断固たる対応を取っていく。」とコメントを発表。

（*国連の安全保障理事会は、米国、日本、韓国の要請を受け、緊急会合を6日午前11時過ぎ（日本時間7日午前1時過ぎ）に開き、新たな決議に向けて協議を始めた。）

②制裁による影響

報道によると国は、独自の制裁の強化も検討しており、鳥取県への影響は現時点では不明。

③拉致問題等への影響

加藤拉致問題担当大臣は「一日も早い拉致被害者の帰国の実現を図って行く姿勢になんら変わるものはない」と拉致問題の解決に全力を挙げる政府方針に変わりない事を強調。(1月8日閣議後の記者会見)

4 県の対応及び市町村への依頼事項

(1) 県の対応 (1月6日)

- ① 11時00分：NHKニュースの「北朝鮮で揺れ観測、地震と異なる可能性」との報道で、情報収集等を開始するとともに、関係部局等に連絡
- ② 11時36分：モニタリング強化を開始
 - ・モニタリングポストによる監視
 - 9箇所：衛生環境研究所、木地山局(三朝町木地山)、米子局(米子市立河崎小学校)、境港局(境港市役所)、南部町役場測定局(南部町法勝寺庁舎)、大山町役場測定局(大山町大山支所)、日野総合事務所測定局(西部総合事務所日野振興センター)、きらりタウン赤碕測定局(赤碕ふれあい交流会館)、鳥取県庁
 - ・降下物・浮遊塵の測定(衛生環境研究所)
 - *国のモニタリング強化の指示は12時33分
 - *高空の大気浮遊塵等の採取・測定は、原子力規制庁から公表
- ③ 14時11分以降：あんしんトリピーメール、とりネット等に掲載(県民向け安心情報、モニタリングに関する情報(「核実験の影響は確認されていませんので、まずは安心して日常生活をお送りください」等)をコメント付で掲載中)
- ④ 15時00分：「北朝鮮による核実験事案に係る危機管理委員会」を開催

(2) 市町村への依頼事項 (1月6日)

北朝鮮による核実験を踏まえ、モニタリングの測定値が通常範囲を超えて、かつ人体に影響があると思われるような万一の場合、住民への広報の実施を依頼。

(→防災行政無線、広報車の活用)

5 県知事のコメント (1月6日)

- オリンピックイヤーの始まりに核実験とは言語道断。
- 国際社会あげて拉致事件解決も含め厳正に対処すべきだ。
- 県としても、情報収集や放射線モニタリングなど万全を期す。

淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備に係る今後の動きについて

平成28年1月21日
循環型社会推進課

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」)は、現在、センターとしての事業計画の作成作業を行っているところであり、その検討状況や今後の動きについて報告する。

1 事業計画策定に係るセンターの検討状況

センターは、昨年10月から公的セクターとしてより安全性を向上できないかとの観点から別案の検討を行っているが、その検討状況は次のとおりである。

(1) 処分場の構造について

- ・施工・維持管理の配慮事項を少なくするためコンクリート擁壁を設置しない構造で、遮水シートに対する紫外線の暴露時間が減少できる期別施工が可能な構造を検討中である。

(2) 生活環境影響調査について

- ・コンクリート擁壁を採用しない場合は、生活環境影響調査の諸元の一部が変更される可能性が高く、その場合、追加調査を実施し周辺生活環境への影響を確認する。
- ・追加調査の実施に当たっては、調査の方法書を県へ提出する予定である。
⇒県としては、技術専門家から意見を聴き取り、その意見を踏まえてセンターに対して指示を行う。

(3) 事業計画の決定について

- ・生活環境影響調査結果も含め精査の上、現計画と構造面、維持管理面、生活環境への影響度合いなどを総合的に比較検討し、センター案を決定する。

2 今後の動き

(1) 本年度内の動き

- ①別案の検討など事業計画策定に係る作業状況について、センターは作業状況をみながら地元関係自治会に対してお知らせする予定である。
- ②本年3月開催予定のセンター理事会において、廃棄物処理施設設置手続条例に基づく事業計画書提出を前提とした平成28年度の予算等を決定する予定である。

(2) 来年度の動き

- ①センターは、来年度早期に事業計画書を県へ提出する予定であるが、提出前に地元関係自治会に事前説明を行う予定である。
- ②センターは、理事会の承認を得た後、事業計画書を県へ提出し、関係住民への説明などの条例手続を開始する予定である。
なお、条例手続が開始されれば、県は同条例の規定に基づき米子市長に事業計画書等の送付、意見照会などを行うこととなる。

平成27年度	平成28年度～
①生活環境影響調査方法書作成 →県による内容確認 ②地元関係自治会へお知らせ ③センター理事会 (H28年度の予算等)	①事業計画書を地元関係自治会へ事前説明 ②センター理事会(事業計画書提出の承認) ③事業計画書を県へ提出 ④条例手続の開始 (・県から米子市長への意見照会 ・センターが説明会実施 など)

第8次鳥取県廃棄物処理計画の検討状況について

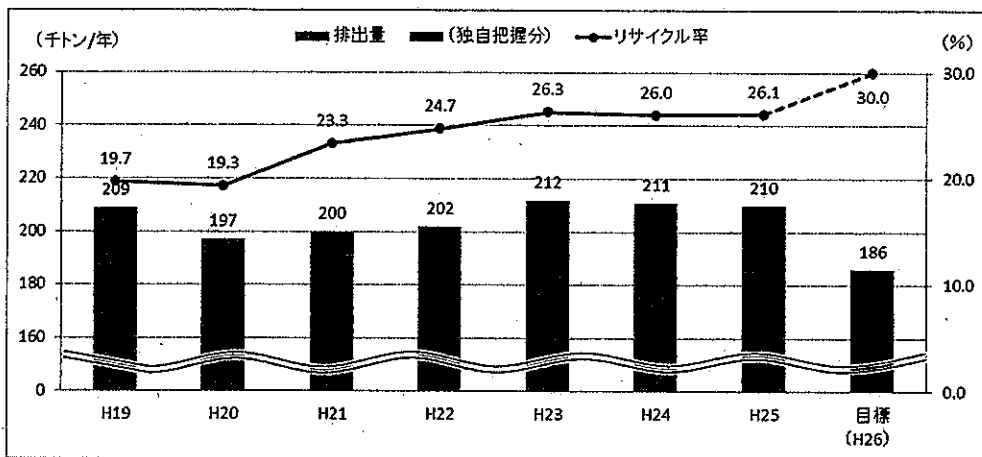
平成28年1月21日
循環型社会推進課

本県では、今後の廃棄物処理等に関する基本的事項について、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理計画を定め、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向けた取組を進めてきたところである。

現在、平成30年度を目標年度とする次期計画「第8次鳥取県廃棄物処理計画」の策定に向けた作業を進めており、その検討状況を報告する。

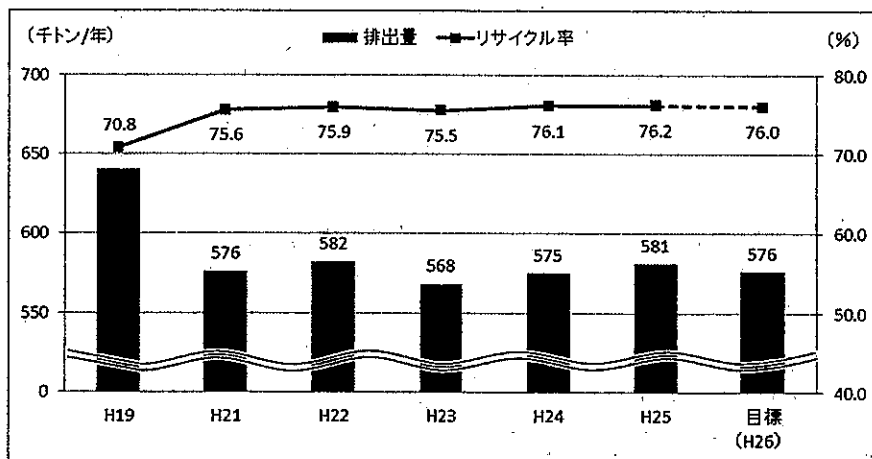
1 前計画の目標達成状況

(1) 一般廃棄物の状況



- ・排出量は、より正確な排出量の把握のため、市町村で把握されていない専ら再生利用される事業所排出の古紙等を独自に調査し、統計に反映させたことで、事業系ごみが増加し、目標に届かない見込み。
- ・リサイクル率は、前計画期間中に見込んだ、西部地区の灰溶融施設での焼却灰リサイクルが性状等の関係で見込みどおり進まず、焼却灰リサイクル事業の実施が遅れたこと等により、目標を下回る見込み。

(2) 産業廃棄物の状況



- ・排出量は、高速道路整備などの豊富な事業量も影響して目標値を若干上回るものの、ほぼ目標の水準にある。
- ・リサイクル率は、高い水準で推移しており、目標達成の見込み。

2 第8次廃棄物処理計画の骨子

(1) 基本方針と重点的な取組

「ごみゼロ社会を目指した4R実践の地域づくり」を基本理念として、県民、NPO、事業者、行政が一体となって、次の4つの観点から、より一層の循環型社会づくりの取組を進める。

※4R：リフューズ（断る）、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）

基本方針	重点的な取組
4R社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度に実施した食品ロス実態調査結果（可燃ごみ全体の約2割を手つかず食品、食べ残しが占める実態）を踏まえ、食品ロスの削減を中心としたごみの発生抑制の取組を強化 ⇒県民、事業者が一緒になって取り組む機運醸成に注力（県民運動の展開） ・ 小型家電回収の全県展開と焼却灰リサイクルの着実な実施によるリサイクル率の向上と最終処分量の削減
廃棄物の適正処理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「使用済物品等の放置防止に関する条例」（H28.4.1施行）に基づく、不適切な使用済物品回収に対する監視指導の強化 ・ 関係団体と市町村との災害廃棄物処理の協定締結が完了したことから、次のステップとして災害廃棄物処理計画を策定し、災害に備えた廃棄物処理体制を整備
リサイクル産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみの堆肥化技術など、本県の特徴のあるリサイクルビジネスの推進と県外・海外への事業展開支援
低炭素社会との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロス削減等による排出抑制と一層のリサイクル推進による焼却処理廃棄物の削減 ・ 紙おむつの資源化やリサイクルが困難な紙くず・廃プラスチック類の固形燃料（RPF）化の推進

(2) 次期目標の考え方

(一般廃棄物)

- ・ 現計画では、基準年（H21）の実績に対して7%削減となる排出目標を定めているが、食品ロス削減等の取組強化を踏まえ、この割合を上回る削減率となる排出量の設定とともに、現計画を上回るリサイクル率、より少ない最終処分量の設定としたい。

(産業廃棄物)

- ・ 産業廃棄物の多くを占める建設業について、今後も同等の事業量が見込まれることから、現状レベルに抑えた排出量設定としたい。なお、リサイクル率は、建設系廃棄物はほぼ全量リサイクルされているなど、現時点で非常に高いレベルにあり、これと同等の設定としたい。

3 今後の予定

2月中にパブリックコメントを行い、議会や県民の意見を伺いながら、3月中に鳥取県環境審議会での審議を経て成案を策定する。

ユネスコ世界ジオパーク道府県連携イベントの実施について

平成28年1月21日
緑豊かな自然課
観光戦略課

平成27年11月の世界ジオパークのユネスコ正式事業化決定後、平井知事が世界ジオパーク関係道府県に声掛けをし、『ユネスコ世界ジオパーク道府県応援団』が結成される見込みとなり、連携イベントを随時実施する運びとなったため、その概要を報告する。

1 ユネスコ世界ジオパーク道府県応援団の結成について

(1) 関係道府県

北海道（洞爺湖有珠山ジオパーク・アポイジオパーク）、新潟県（糸魚川ジオパーク）、京都府・兵庫県・鳥取県（山陰海岸ジオパーク）、島根県（隠岐世界ジオパーク）、高知県（室戸ジオパーク）、長崎県（島原半島ジオパーク）、熊本県（阿蘇ジオパーク） 以上8地域9道府県

(2) 結成の趣旨

平成27年11月のユネスコ総会で、ジオパークのユネスコ正式事業化が決定し、今後、ジオパークの注目度も上がっていくことが期待される。ユネスコ世界ジオパークの発展とそのPRを図るため、ユネスコ世界ジオパーク関係道府県による「ユネスコ世界ジオパーク道府県応援団」を結成し、各ユネスコ世界ジオパークの取組を支援するとともに情報発信を進める。

2 今後、実施する連携イベント

(1) ユネスコ世界ジオパーク道府県応援団記念キャンペーン

ジオパークのユネスコ正式事業化決定によるジオパークの注目度アップを期し、首都圏においてユネスコ世界ジオパーク道府県応援団の結成と、記念トーク、パネル展示等を行い、情報発信に資する。

①日 時 平成28年2月2日（火）

②場 所 東京国際フォーラムロビーギャラリー（東京都千代田区丸の内）

③出席者 兵庫県：井戸敏三知事、鳥取県：平井伸治知事（世話役）、島根県：溝口善兵衛知事、高知県：尾崎直正知事 ※その他の道府県知事は調整中

④イベント概要

- ・さかなクン（日本ユネスコ国内委員会広報大使）お祝い記念トーク
- ・関係道府県知事等による挨拶・PR
- ・応援団結成宣言
- ・記念撮影、フォトセッション
- ・記念品配布
- ・パネル展示

(2) ユネスコ正式事業化決定記念フェア

1月下旬以降に、各道府県アンテナショップでユネスコ正式事業化決定記念フェアを開催する。
※各道府県と調整中。

(3) ユネスコ世界ジオパーク正式事業化決定記念シンポジウム

ジオパークのユネスコ正式事業化の意義について理解を深めるとともに、国内のユネスコ世界ジオパークの活動報告を通して、地域資源を活かした今後の取組の方向性などについて考察する。

①日 時 平成28年2月14日（日）

②場 所 ホテルニューオータニ鳥取（鳥取市）

③概要

第1部 シンポジウム 午後1時～4時50分

テーマ（仮題） ユネスコ正式事業化と地域資源の活用

ア) 基調講演① 仮題 「世界ジオパークのユネスコ正式事業化」

講師 ニコラス・ゾウロス氏（世界ジオパークネットワーク委員）

イ) 基調講演② 仮題 「地域資源を活かした地域振興」

講師 山田桂一郎氏（JTIC.SWISS 代表、観光庁の観光カリスマに選定）

ウ) 各世界ジオパークの活動状況報告 国内のユネスコ世界ジオパーク活動者

第2部 世界ジオパークのユネスコ正式事業化決定祝賀会 午後5時30分～7時30分

鳥取県消費者教育推進計画(案)に係るパブリックコメントの実施について

平成28年1月21日
消費生活センター

- 消費者一人一人が『消費生活に関する問題は、自分だけでなく社会の問題』と理解し積極的に実践していくことが求められている中、消費者教育を一体的・総合的に推進するための「鳥取県消費者教育推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定するに当たり、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施中である。
- この推進計画は消費者教育推進法（H24.12施行）及び国の基本方針（H25.6閣議決定）に基づき策定するもので、今後、パブリックコメント及び鳥取県消費者教育推進地域協議会での意見を踏まえ、平成27年度内に取りまとめる。

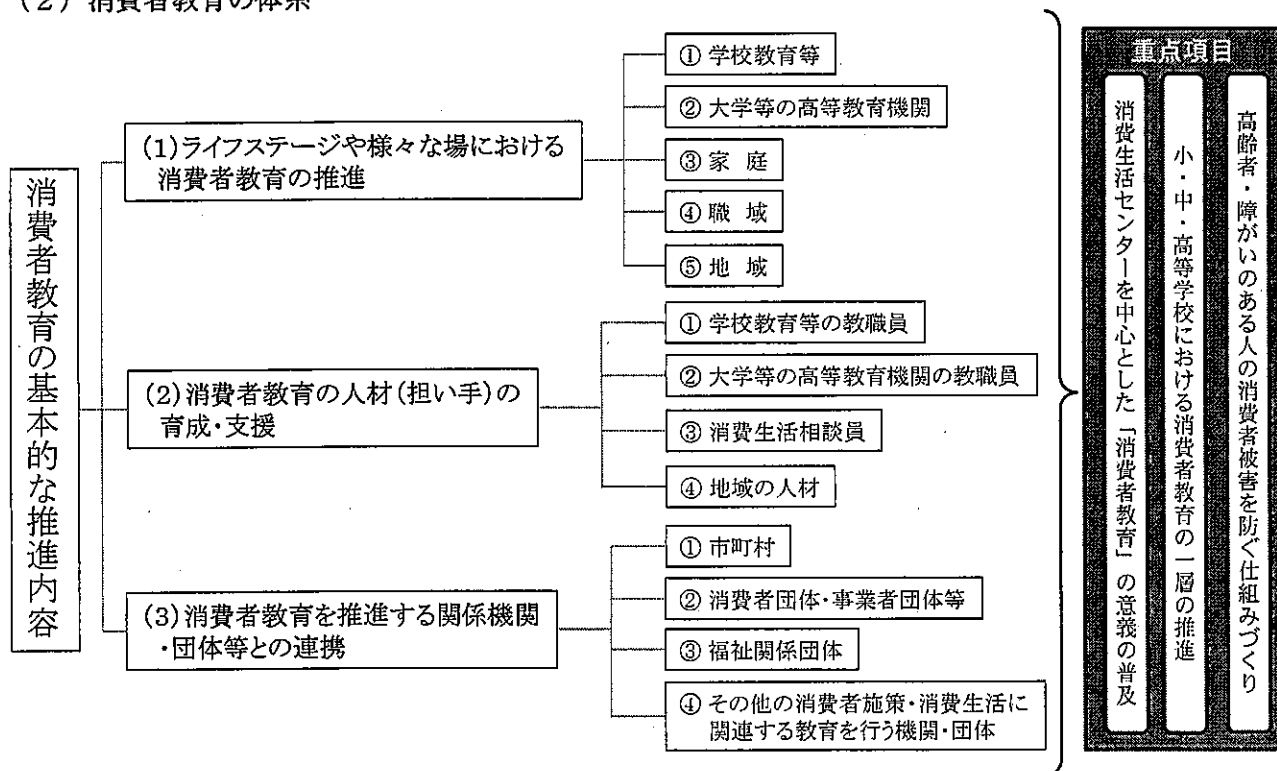
1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成28年1月18日（月）から2月8日（月）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱

2 推進計画の概要

消費者教育の基本的な推進内容を体系的に整理するとともに、計画期間中に特に重点的に取り組む内容を3項目設定し、基本的な推進内容に掲げる項目を横ぐしで貫く視点で総合的に取り組む。

- (1) 計画期間 平成28年度から平成30年度までの3年間
- (2) 消費者教育の体系



3 今後のスケジュール

パブリックコメント及び鳥取県消費者教育推進地域協議会での意見を踏まえ、年度内に推進計画を策定する。

時期	内容
1月18日（月）～2月8日（月）	パブリックコメント
2月中旬	パブリックコメント反映案の作成
2月下旬～3月上旬	鳥取県消費者教育推進地域協議会での意見聴取
3月中旬	推進計画最終案の作成
3月下旬	消費者教育推進計画の策定・公表

鳥取県消費者教育推進計画（案）概要版

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

鳥取県ではこれまで、「消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、県民が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活に関する啓発活動を推進するとともに、消費者教育の充実にも努めてきた。

しかし、社会のグローバル化・高度情報化・高齢化などの急速な進展により、消費者問題も多様化・複雑化しており、高齢者を中心とした悪質商法に関する被害の相談、インターネット関連のトラブルの相談などが多く寄せられている。

このような状況の中、平成24年12月に消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）が施行され、平成25年6月には「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

消費者教育推進法及び基本方針において、消費者教育は、被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる自立した消費者にとどまらず、「消費者市民社会」の形成に寄与する消費者、つまり社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成することとされている。

また、消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障がいの有無など消費者の特性にも配慮した適切な方法で、学校・地域・家庭・職域など様々な場において、かつ消費者教育を推進する多様な主体が連携して効果的に行っていくことが求められている。

こうした背景や消費者教育推進法等の趣旨を踏まえ、本県においても、県内の実情や県民の意識・ニーズをとらえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するための「鳥取県消費者教育推進計画」を策定するものとする。

2 消費者教育の定義

- 消費者教育とは、『消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動』をいう。
- 消費者市民社会とは、『消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会』をいう。

3 計画の位置付け

消費者教育推進法第10条第1項に基づいて策定する「都道府県消費者教育推進計画」

4 計画期間

計画期間は平成28年度から平成30年度までの3年間とする。

なお、国の動向や県の取組の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを実施する。

消費者教育の意義

消費者教育の推進の必要性

県民の消費生活の安定及び向上のためには、消費者自身が「自ら考え自ら行動する」自立した消費者として、合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避したり、被害に遭った場合に適切に対処することができる能力を身に付けることが必要であるほか、高齢者や障がいのある人を地域で支え合うための仕組みを構築することも重要である。

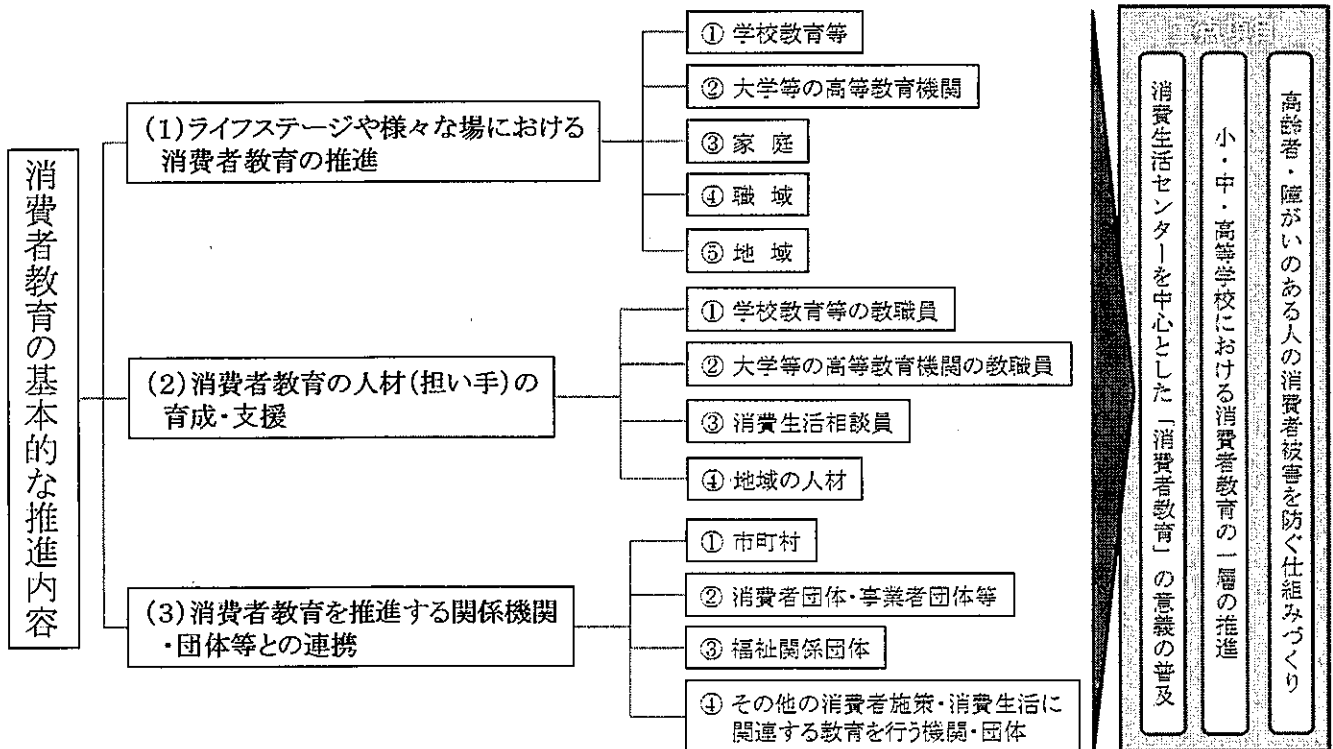
また、消費者市民社会の形成には、消費者の日々の意思決定や行動が、経済社会、環境、資源エネルギー等に大きな影響を与えていることを認識し、公正かつ持続可能な社会を目指して積極的に行動する消費者の育成が求められる。

消費者教育の推進の内容

消費者教育の体系的な実施

1 消費者教育の体系図

国の基本方針を踏まえ、消費者教育の基本的な推進内容を次のとおり体系的に整理し、消費者教育の担い手が相互に役割を認識しながら、連携して消費者教育を推進していけるよう取り組む。



計画期間中に重点的に取り組む内容（重点項目）

消費者教育の推進に当たっては、次の3点を計画期間中に特に重点的に取り組む内容として設定し、上記「消費者教育の基本的な内容」に掲げる項目を横ぐしで貫く視点で総合的に取り組む。

重点項目1 消費生活センターを中心とした「消費者教育」の意義の普及

重点項目2 小・中・高等学校における消費者教育の一層の推進

重点項目3 高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり

計画期間中に重点的に取り組む内容

1 消費生活センターを中心とした「消費者教育」の意義の普及

- 消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口による広報・情報発信の強化
 - 消費生活センターが消費者教育の中心的な役割を果たせるよう、消費者教育に関する様々な資料や教材、優良事例等の収集・展示をするとともに、積極的に情報発信を行う。
 - 消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口が住民により身近な存在となるよう、市町村とも連携してその機能や役割についての広報を展開する。
- 「消費者市民社会の形成」という消費者教育の新たな視点の普及啓発
 - 「消費者市民社会の形成」を啓発する広報素材（映像・動画、リーフレット等）を新たに作成し、学校・家庭・地域など、様々な場での活用を推進する。
 - 消費者市民社会の形成につながる「人や社会、環境への配慮など、商品やサービスの背景にある社会的価値を考えた消費活動」の概念を普及するため、関係機関・団体や民間企業とも連携しながら相乗的な広報・啓発を展開する。
- 消費生活に関する様々な知識・情報を習得できる機会の拡充
 - 金融、情報メディア、悪質商法対策、社会的価値を考えた消費活動など、消費生活に関する様々な知識を習得できる講座を消費生活センターが中心となり、関係機関・団体と連携しながら「消費者大学（仮称）」として体系的に展開する。
- 年代・性別などターゲットやライフスタイルに応じた効果的な広報の実施
 - 様々な広報媒体（広報誌、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、防災無線、メール配信など）をターゲットに応じて効果的に活用し、実効性のある広報を展開する。

2 小・中・高等学校における消費者教育の一層の推進

- 教育現場での「消費者教育推進法」の趣旨及び内容の理解・普及
 - 学習指導要領等との関連性を踏まえた、学校や教員向けの消費者教育に関する連携・支援メニュー（パンフレット）を作成し、学校関係者が集まる会議や研修会等で配付・説明する。
- 消費者教育を行う教職員の指導力向上のための支援
 - 消費生活センターに、教育機関等とのつなぎ役となる消費者教育支援員（仮称）を配置し、教育機関を巡回して消費者教育に関する情報発信、外部講師との調整など、消費者教育をコーディネートすることにより、効果的な消費者教育のための支援ができる体制を整備する。
- 学校で活用できる啓発資料や教材を提供
 - 消費生活センターと教育委員会・教育機関等の有志による消費者教育推進ワーキングチーム（仮称）を結成し、学校での消費者教育に有効な資料や教材の収集・作成などを検討する。
 - 全国の優良指導事例や教材等の情報収集を行い、教育機関へ積極的に情報提供する。
- 消費者行政担当課と教育委員会・教育機関との連携
 - 消費生活センターと教育委員会・教育機関の有志による消費者教育推進ワーキングチーム（仮称）を結成し、学校での効果的な消費者教育に係る支援策を検討する。〔再掲〕
 - 学習指導要領等との関連性を踏まえた、学校や教員向けの消費者教育に関する連携・支援メニュー（パンフレット）を作成し、学校関係者が集まる会議や研修会等で配付・説明する。〔再掲〕

3 高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり

■ 高齢者や障がいのある人を地域で支えるための見守りネットワークの構築

- 福祉分野での既存の地域見守りネットワーク関係者と消費者教育関係者が一堂に会し、相互に役割や連携方法を確認する機会を提供する。
- 地域住民と消費生活相談窓口とのパイプ役になる「地域消費生活サポーター（※）」の養成・活動支援を行う。

■ 地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センターとの連携

- 地域包括支援センターや障がい者地域生活支援センターが行う会議・研修会等に講師を派遣し、消費生活センターの機能・役割の理解と消費生活に関する情報の共有化を図る。

■ 高齢者等を狙った特殊詐欺や悪質商法等に対する被害防止施策の強化

- 情報通信機器の普及や決済手段の多様化（クレジットカードやプリペイドカードなど）を悪用した詐欺的商法やマイナンバーなど新たな制度に便乗した詐欺的行為など、消費者被害の実態に即した啓発活動を迅速に実施する。
- 深刻化する特殊詐欺被害の撲滅に向けて地域の見守りネットワーク構築を支援します。
- 悪質な電話勧誘による被害防止について消費者庁のモデル事業で高い効果が実証されている自動通話録音装置（※）の普及促進を図る。

■ 消費者団体等が実施する消費者被害防止のための自主的な活動の支援

- 消費者団体等が行う消費者教育の推進に係る取組を幅広く支援し、特に高齢者の消費者被害防止を目的とした事業に対して手厚く支援する。

※「地域消費生活サポーター」

身近な地域住民の見守りや消費生活相談窓口との橋渡し役（パイプ役）になる活動を期待して、県が養成・認定し、市町村が活用する、地域における消費者啓発のリーダー的存在。

消費生活センターが認定した講座（消費生活の基礎的知識を有する人材となりえる講座）の修了者のうち、地域消費生活サポーターの趣旨に賛同される人を認定しており、平成26年度までに県内17市町村で延べ336名が地域消費生活サポーターの認定を受けている。

※「自動通話録音装置」

電話機に接続することで、電話着信時に犯罪等防止のためのメッセージを流し、通話を自動で録音することのできる装置です。電話口の犯罪行為等に対して、犯罪等の抑止・防止に効果があることが消費者庁のモデル事業で実証されている。

基本的な推進内容

1 ライフステージや様々な場における消費者教育の推進

- (1) 学校教育等
 - 早期（幼児期）からの段階的な消費者教育の推進
 - 学習指導要領等に基づく消費者教育の推進
 - 教育機関が保護者に対して行う情報提供等の支援
- (2) 大学等の高等教育機関
 - 大学（短大・高専）と連携した講座の開設
 - 新社会人に対する効果的な消費者教育の推進
- (3) 家庭
 - 家庭における消費者教育のための資料や学習機会の提供
- (4) 職域
 - 職域への消費者教育に関する情報提供・講師派遣等による支援
- (5) 地域
 - 地域住民の消費者意識を向上させていくための啓発講座の充実
 - 高齢者や障がいのある人を地域で支えるための見守りネットワークの構築
 - 地域消費生活サポーターへの情報提供・活動支援

2 消費者教育推進の人材（担い手）の育成・支援

- (1) 学校教育等の教職員
 - 消費者教育を担当する教職員の指導力向上等のための支援
 - 学校現場で活用できる広報・啓発資料や教材の提供
- (2) 大学等の高等教育機関の教職員
 - 大学等との連携講座の開設、講座の企画支援
- (3) 消費生活相談員
 - 消費生活相談員が地域における消費者教育の中心的な役割を担うための仕組みづくり
- (4) 地域の人材
 - 地域消費生活サポーターの養成・活動支援
 - 地域の福祉関係者・見守りの担い手への情報提供及び研修機会の提供

3 消費者教育を推進する関係機関・団体等との連携

- (1) 市町村
 - 市町村との情報共有・意見交換の機会の確保
 - 市町村職員への消費者教育に関する研修の充実
- (2) 消費者団体・事業者団体等
 - 消費者団体等の消費者教育に関する自主的な活動の支援
 - 事業者団体への情報提供、講師派遣等の支援
 - 鳥取県金融広報委員会との連携
- (3) 福祉関係団体
 - 福祉に関する相談機関との連携
 - 福祉関係団体との連携
- (4) その他の消費者施策・消費生活に関連する教育を行う機関・団体
 - その他の消費者施策を行う機関・団体との連携
 - 「持続可能な社会の形成」に向けた教育を行う機関・団体との連携

推進体制等

1 推進体制

- 教育関係者、消費者団体、事業者団体、福祉関係団体など消費者教育の担い手になることが期待される様々な主体が、本計画を共有し、それぞれの特徴や強みを生かしながら相互に連携・協働し、体系的・効果的に消費者教育を展開することができるよう、本計画の周知・徹底を図る。
- 県域における消費者教育施策の推進については、消費生活センター及び教育委員会をはじめとする関係機関が情報共有の上、有機的に連携し効果的に推進していくことに努めるとともに、「鳥取県消費者教育推進地域協議会」(※)にその取組状況を適宜報告することで計画の実行性を確保する。

2 成果の検証

- 本計画に基づき推進していく消費者教育を実行性のあるものとするため、計画の進行管理や成果の検証について、毎年度、鳥取県消費者教育推進地域協議会を開催し、目標設定や評価方法等も含めて検討する。
- 鳥取県消費者教育推進地域協議会による成果の検証・評価に対する意見を踏まえ、消費者教育のさらなる推進に向け計画の見直しを検討する。

※「鳥取県消費者教育推進地域協議会」

消費者教育推進法第20条で都道府県及び市町村に組織するよう努めることとされている協議会。消費者教育における構成員相互の情報交換及び調整のほか、都道府県等の消費者教育推進計画の作成や変更に関し、意見を述べることとされている。

本県では消費者教育推進法で例示される消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者等に加え、法律専門家、地域の見守り活動者を加えた16名の委員で構成。

「年末相談窓口」開設の結果について

平成 28 年 1 月 21 日
福 祉 保 健 課
くらしの安心局住まいまちづくり課

生活や住居に困窮されている方、県内就職を希望される帰省中の学生の方、転職・再就職・Uターンを希望される方等を対象に「年末相談窓口」を開設した。今年は若者の県内就職活動を促進するため、新たに「若者仕事ぷらざ」でも相談窓口を開設した。

1 期 日 平成27年12月29日(火)、30日(水) 午前10時から午後6時まで

2 相談内容、開設場所

相談内容	開設場所
<就職・Uターン> 就職・Uターンに役立つ情報、県内企業の紹介、就職に関する個別相談、仕事の選び方や今後の方向性等	若者仕事ぷらざ (鳥取、倉吉、米子) ミドル・シニア仕事ぷらざ (鳥取、倉吉、米子)
<生活> 生活困窮相談、生活福祉資金貸付、生活保護等	県庁本庁舎県民室 (鳥取県社会福祉協議会、県福祉保健課・ 住まいまちづくり課が共同で開設)
<住まい> 県営住宅への入居等	

※各窓口が連携してワンストップサービスを提供

3 結 果 相談件数延べ61件(相談者71人) ※前年は延べ66件(相談者60人)

【相談内容別相談件数】

会 場		就職	Uターン	生活福祉 資金等	生活 保護	住宅	その他 (生活困窮)	計
若者仕事ぷらざ	鳥取	23件						23件
	倉吉	4件	2件					6件
	米子	11件	1件					12件
ミドル・シニア 仕事ぷらざ	鳥取	11件						11件
	倉吉	2件						2件
	米子	2件						2件
県庁県民室					1件	1件	3件	5件
計		53件	3件		1件	1件	3件	61件
(参考) H26年末		38件	1件	7件	3件	8件	9件	66件

【主な相談内容】

- 11月末に失業して、現在求職活動をしているが、自己都合のため失業保険が給付されるまでの生活費がない。
→生活福祉資金の小口貸付制度を説明し、年明けに鳥取市パーソナルサポートセンターに相談に行くよう助言。
- 県営住宅への住み替えを検討している。
→県営住宅の入居条件等を説明し、1月募集予定の団地をお知らせしたが、駅から遠いため応募はしないとのことであった。

旭化成建材(株)他の杭工事施工データ改ざん等に係る対応について

平成28年1月21日
住まいまちづくり課

旭化成建材(株)が関わった既製コンクリート杭工事施工データの流用等に係る県内調査対象物件16件のうち、11月24日にデータ改ざんがあると公表された2物件について施工状況等の確認を行い、改ざんのあった杭のいずれもが支持層に達していると判断したので、その概要を報告する。

1 安全性等の確認状況

(1) 現地確認

12月11日に元請け施工者立ち会いの下、県西部総合事務所職員が現地に立入りし、対象建築物の内外を測量機器等により確認したが、傾斜やひび割れ等は見受けられなかった。

(2) 施工記録等による確認

いずれの杭も設計時のボーリング調査結果、改ざんされた杭以外の杭の電流値記録、杭材料の納入記録から判断して、必要十分な長さの杭が使用されており、所定の深さまでの施工を確認した。

	全本数	データ流用数	概要
工場1	105本	8本	・設計時のボーリング調査等から支持層は概ね平坦。 ・施工記録から近接する流用のない杭の支持層到達を確認。 流用のあった杭も同じ長さであり、支持層に到達と判断。
工場2	40本	5本	

(参考) 旭化成建材の調査対象とされた県内物件16件の内訳と結果公表状況

用途	調査対象件数	11/13公表	11/24公表	調査結果	
				電流値流用	記録不明
① 集合住宅	5件	3件	2件	0	1
② 工場・倉庫	7件	0件	7件	2	0
③ 医療・福祉施設	1件	1件	—	0	0
④ 土木工事	2件	1件	1件	0	1
⑤ その他	1件	1件	—	0	0

※土木工事のうち、1件は県発注工事で改ざん等は無し

※施工記録が残っていない2物件については、旭化成建材と国土交通省が対応を検討としており、現時点で特に動きはないが、管轄の特定行政庁によると傾きやひび割れはない状況。

2 今回の事案を受けた今後の対応について

12月25日に開催された国の有識者会議において再発防止策等の中間とりまとめがされ、今後、国において杭工事に関するルールの見直し等が行われる予定である。

県としてもその動向を注視し、適正な工事が行われるよう業界に対して要請していくと共に、建築確認・検査等における適確な運用、県発注工事における充実した施工監理体制の維持など、県民の安全安心が得られるように努める。

■国土交通省「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」中間取りまとめ概要

(1) 基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び施工管理のために国が実施すべき事項

- ・遵守すべき施工ルールを作成し、関係団体はそれに準拠した自主ルールを策定。
- ・基礎ぐい工事の確認項目・方法を明確化し、「工事管理ガイドライン」を策定。
- ・建築確認の検査時における監理状況の確認方法の運用改善。

(2) 建設業の構造的な課題に関して国が実施すべき対策

- ・元請・下請の責任・役割の明確化と重層構造の改善。
- ・技術者や技能労働者の処遇・意欲と資質の向上。
- ・民間工事における役割・責任の明確化と連携強化。

【参考】建設業法に基づく国土交通省の行政処分(1/13付)

(1) 横浜市マンションに関与した建設業者

三井住友建設(株)(元請)	再発防止措置の実施及びその措置の報告の指示	指名停止1ヶ月
(株)日立メテロゾーズ(一次下請)	再発防止措置の実施及びその措置の報告の指示	営業停止15日間
旭化成建材(株)(二次下請)	再発防止措置の実施及びその措置の報告の指示	営業停止15日間

社内体制整備への全力傾注、具体的措置の速やかな報告の勧告

(2) データ流用等が明らかとなったその他の杭施工業者8社

社内体制整備への全力傾注、具体的措置の速やかな報告の勧告